

議会運営委員会

日 時 平成 2 9 年 3 月 8 日（水）午後 時 分～
場 所 第 3 委員会室

1 追加議案の概要説明について

○第 5 5 号議案から第 7 4 号議案

2 3 月 9 日（木）議事日程等について【別紙No. 1】

（1）議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 第 5 5 号議案から第 7 4 号議案（提案理由説明、質疑、付託）
- 第 3 第 1 号議案（質疑、予算特別委員会設置、付託）
- 第 4 第 2 号議案から第 5 4 号議案（質疑、付託）
- 第 5 請願審査について（付託）

（2）付託先

○付託表・請願文書表のとおり（3／9 本会議へ持参）

（3）予算特別委員

○委 員 別紙名簿のとおり（3／9 本会議へ持参）

（4）質疑

① 方式、回数（申合せ）

○日程第 2（追加提案）：一問一答方式により、先に項目数を述べ 1 項目 3 回まで。
項目数に制限はないが概ね 3 項目以内。

○日程第 3、第 4（当初提案）：一括方式により、3 回まで（通告制）。

② 質疑順序

○日程第 3（第 1 号議案） ①_____ ②_____

○日程第 4（第 2 議案から第 5 4 号議案） ①_____ ②_____

（5）討論通告（3 月 1 3 日議決分）

対象 第 5 5 号議案～第 7 3 号議案（補正予算）

期限 3 月 1 0 日（金）常任委員会終了時

3 3月9日（木）会議予定について

- ① 10:00～ 本会議
- ② 終了後 予算特別委員会 <正副委員長互選>
※委員は本会議終了後、全員協議会室へ

4 3月10日（金）会議予定について

○各常任委員会 10:00～ <議案審査（3月13日議決分の審査は採決まで）>

5 3月13日（月）議事日程及び会議予定（案）について

（1）議事日程（補正予算採決）

諸報告（予算特別委員会正副委員長名）

第1 第55号議案から第73号議案（委員長報告～表決）

（2）会議予定（案）

- ① 10:00～ 各常任委員会 <委員長報告の確認>
(議運事前調整)
- ②(10:30～) 議会運営委員会（幹事会）
- ③(11:30～) 本会議
- ④(13:15～) 各常任委員会 <議案審査>
- ⑤(終了後) 予算特別委員会事前調整（正副委員長）

6 請願について<1件>

（1）亀岡駅北スタジアム新用地購入の中止を求める請願 【スタジアム特別】

7 陳情・要望について<4件>

- （1）平成29年度「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書
(※同内容の陳情、他2件)【別紙No.2～4】【総務文教】

(2) 京都スタジアム（仮称）の建設予定地の変更に関する責任の明確化、スタジアム予定として購入予定地の課題、スタジアムに関する亀岡市の負担区分、スタジアムの治水対策の点検、さらに、スタジアムの利用方法なども具体的に点検され、亀岡運動公園への変更も含めて慎重に調査審議することに関する要望書

【別紙No.5】【スタジアム特別】

8 議会運営委員会視察について

○視察地 可児市議会、_____議会（調整中）

○日 程 4月20日（木）～21日（金）

9 議案審査における委員間討議について【別紙No.6】

10 その他

平成29年3月定例会日程表（案）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
20	月	< 3月定例会招集告示 > 10:00 議会運営委員会（市長出席） 13:00 幹事会 14:00 会派会議 終了後 広報広聴会議	議案概要、2/27の日程、予算特別委員選出等 議運・幹事会報告
21	火		
22	水	10:00 産業建設常任委員会（月例） 13:30 議員団研修 16:00 全員協議会	
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月	【3月定例会開会】 10:00 本会議	諸報告、署名議員、会期決定、施政方針・提案理由説明 < 一般質問通告期限 12:00 > < 請願提出期限 17:00 > < 予算特別委員届出期限 17:00 >
28	火		
3/1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月	13:00 正副議長議案調整（市長出席） 14:00 議運事前調整	追加議案
7	火	10:00 【一般質問（代表）】	
8	水	10:00 【一般質問（個人）】 議会運営委員会（市長出席）・幹事会	追加議案概要、3/10, 13議事日程 < 質疑通告期限 一般質問終了時 >
9	木	10:00 【一般質問（個人）】 予算特別委員会	提案理由（補正）、質疑、付託、予算特別委員会設置 正副委員長の互選
10	金	10:00 3 常任委員会	付託議案審査（補正予算） < 討論通告期限 委員会終了時 >
11	土		
12	日		
13	月	10:00 3 常任委員会 議会運営委員会（幹事会）～会派会議 本会議【補正予算採決】 3 常任委員会 （終了後）予算特別委員会事前調整	委員長報告、付託議案審査、視察日程 討論順序・採決 予算特別委員長名報告、補正予算採決 議案審査
14	火	10:00 予算特別委員会①	〔市長～各部長〕説明、予算審査
15	水	10:00 予算特別委員会②	予算審査
16	木	10:00 予算特別委員会③	予算審査
17	金	10:00 予算特別委員会④	予算審査
18	土		
19	日		
20	月	春分の日	
21	火	10:00 予算特別委員会⑤	予算審査、重点事項まとめ
22	水	10:00 予算特別委員会⑥ 13:00 会派会議 予算特別委員会（採決）	最重点事項質疑答弁〔市長～各部長〕 討論～採決 < 意見書等提出期限 12:00 >
23	木	（委員会予備日）	
24	金	10:00 人事議案調整（市長出席） 11:00 議運事前調整 （未定）会派会議 13:30 幹事会（市長出席）、議会運営委員会	人事議案 （各委員会報告等） 3/27の日程、意見書案、討論通告等 < 討論通告期限 16:00 >

平成29年3月定例会日程表（案）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
25	土		
26	日		
27	月	【3月定例会閉会】 10:00 予算特別委員会 3 常任委員会 議運事前調整 議会運営委員会(幹事会)～会派会議 PM 本会議 本会議終了後 広報広聴会議	委員長報告確認 委員長報告確認 討論順序・採決、次回定例会日程等 議案（予算含）採決



H29. 2. 20

受理(郵送)

京都市議会議長 湊泰孝 様

別紙 No.2

京都市西京区榎原塚ノ本町 1 番地の 35

京滋税経新人会

会長 山本龍男 (税理士)

平成 29 年度「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)」への個人番号記載の中止を求める陳情書

[陳情趣旨]

総務省自治税務局による行政通達、平成 27 年 10 月 2 日付総税企第 95 号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」及び、平成 27 年 10 月 29 日付市町村税課発事務連絡「地方税法施行規則の一部改正等について」によれば、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)」第三号様式 (以下、「特別徴収額通知書」とする) に、平成 29 年度分から個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されています。しかしこの取り扱いには、以下のとおり重大な問題があります。

① 「個人情報の自己コントロール権」を侵害し憲法に違反する問題

上記通達に従えば、特別徴収通知書には納税義務者から特別徴収義務者に提供されなかった個人番号まで記載して送付することになります。しかし、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」) には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、或いは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、憲法第 13 条に含まれる「個人情報の自己コントロール権」を著しく侵害し、憲法に違反します。

② 特別徴収義務者 (事業者) に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題

番号法は事業者に対して、「施策に協力するよう努める」(法 6 条) こととし、「個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」(法 12 条) としています。万一情報漏えい等を行った場合は「4 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金又はこれを併科する」(法 67 条) と定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。しかし、一事業者が日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行えるものではありません。特に中小業者にとっては安全管理措置を講じるには費用負担も膨大となり

経営を圧迫することになります。そもそも、事業者が講じるべき対応について、未だその内容が広く周知されているとは言えません。安全管理措置を講じることが能力的に適わない事業者に対し、一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者には過重な負担を強いる上に、情報漏えいの危険性を高めることになります。

③ 自治体の情報漏えいリスクが高まりコストが増える問題

誤送付問題は避けて通れない問題で、特別徴収額通知書に個人番号が記載されると、従来の個人情報漏えいよりも更に深刻な事故となり、市民から賠償請求されるなど自治体が負うリスクが高まることになります。仮にこれを避けようとして、簡易書留や特定記録郵便で送ったとしても、郵便料が大幅に増大するとともに、受取までに日数を要し徴収事務に支障をきたす恐れがあります。東京都中野区では以上の影響を考慮して個人番号にアスタリスクを印字することを決めています。また、東京都北区や高知市では記載そのものを行わない方針です。これらの方法によれば、情報漏えいのトラブルを避けることができ、郵送コストも従来どおりで済むことになります。

④ そもそも個人番号記載の必要性が示されておらず番号法に違反する問題

貴市から特別徴収義務者へ個人番号の提供が認められるのは、番号法 19 条 1 号の規定に基づきますが、あくまで「個人番号利用事務を処理するために必要な限度で」とされています。つまり、特別徴収通知書に、個人番号を記載することの合理的客観的必要性が示されなければなりません。現時点では総務省からその説明は一切ありません。上記必要性が確認されなければ番号法違反となり罰則が科せられることになります（同法 67 条等）。このような違法性のある運用は差し控えるべきです。

地方税の課税権は各地方団体にあります（地方税法 2 条）。納税通知書等は、あくまで総務省令で定める様式に「準じて」作成するものであり（同法 43 条）、総務省が上記通達で示した様式どおり作成するか、あるいはその様式どおり記載するかは各地方団体の権限によります。

貴市におかれましては、上記①～④の問題点を踏まえ、市民や市内事業者の安全・安心を最優先に考慮のうえ、「特別徴収額通知書」に個人番号の記載をしないよう陳情いたします。

また、地方自治法第 99 条の規定にもとづき個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 91 号）の第三号様式変更の撤回を求める意見書を国に対して提出くださいますよう陳情いたします。

[陳情項目]

1. 平成 29 年度からの「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号の記載をしないで下さい。

2. 地方自治法第 99 条の規定にもとづき、個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 91 号）第一条の第三号様式変更の撤回を求める旨の意見書を国に対して提出して下さい。



1129. 2. 23受理
(郵送)

亀岡市議会議員 湊 泰孝 様

別紙 No.3

京都市西京区樫原塚ノ本町1番地の35

京滋税経新人会

会長 山本龍男 (税理士)

電話 075-881-4192

平成29年度「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書

〔陳情趣旨〕

総務省自治税務局による行政通達、平成27年10月2日付総税企第95号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」及び、平成27年10月29日付市町村税課発事務連絡「地方税法施行規則の一部を改正等について」によれば、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」第三号様式（以下、「特別徴収額通知書」とする）に、平成29年度分から個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されています。しかしこの取り扱いには、以下のとおり重大な問題があります。

① 「個人情報の自己コントロール権」を侵害し憲法に違反する問題

上記通達に従えば、特別徴収通知書には納税義務者から特別徴収義務者に提供されなかった個人番号まで記載して送付することになります。しかし、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」）には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、或いは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、憲法第13条に含まれる「個人情報の自己コントロール権」を著しく侵害し、憲法に違反します。

② 特別徴収義務者（事業者）に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題

番号法は事業者に対して、「施策に協力するよう努める」（法6条）こととし、「個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（法12条）としています。万一情報漏洩等を行った場合は「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金又は併科する」（法67条）と定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。しかし、一事業者が日々増大する情報漏洩リスクに万全な対策を行えるものではありません。特に中小業者にとっては安全管理措置を講じるには費用負担も膨大となり経営を圧迫することになります。そもそも、事業者が講じるべき対応について、未だその内容が広く周知されているとは言えません。安全管理措置を講じることが能力的に敵わない事業者に対し、一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者に過重な負担を強いる上に、情報漏洩の危険性を高めることとなります。

③ 自治体の情報漏洩リスクが高まりコストが増える問題

誤送付問題は避けて通れない問題で、特別徴収額通知書に個人番号が記載されると、従来の個人情報漏洩よりも更に深刻な事故となり、市民から賠償請求されるなど自治体が負うリスクが高まることになります。仮にこれを避けようとして、簡易書留や特定記録郵便で送ったとしても、郵便料が大幅に増大するとともに、受取までに日数を要し徴収事務に支障をきたす恐れがあります。東京都中野区では以上の影響を考慮して個人番号にアスタリスクを印字することを決めています。また、東京都北区や高知市では記載そのものを行わない方針です。これらの方法によれば、情報漏洩のトラブルを避けることができ、郵送コストも従来どおりで済むことになります。

④ そもそも個人番号記載の必要性が示されておらず番号法に違反する問題

貴市から特別徴収義務者へ個人番号の提供が認められるのは、番号法19条1号の規定に基づきますが、あくまで「個人番号利用事務を処理するために必要な限度で」とされています。つまり、特別徴収通知書に、個人番号を記載することの合理的客観的必要性が示されなければなりません。現時点では総務省からその説明は一切ありません。上記必要性が確認されなければ番号法違反となり罰則が科せられることになります（同法67条等）。このような違法性のある運用は差し控えるべきです。

地方税の課税権は各地方団体にあります（地方税法2条）。納税通知書等は、あくまで総務省令で定める様式に「準じて」作成するものであり（同法43条）、総務省が上記通達で示した様式どおり作成するか、あるいはその様式どおり記載するかは各地方団体の権限によります。

貴市におかれましては、上記①～④の問題点を踏まえ、市民や市内事業者の安全・安心を最優先に考慮のうえ、「特別徴収額通知書」に個人番号の記載をしないよう陳情いたします。

また、地方自治法第99条の規定にもとづき個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）の第三号様式変更の撤回を求める意見書を国に対して提出くださいますよう陳情いたします。

〔陳情項目〕

1. 平成29年度からの「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号の記載をしないで下さい。
2. 地方自治法第99条の規定にもとづき、個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）第一条の第三号様式変更の撤回を求める旨の意見書を国に対して提出して下さい。



29. 2. 28 受理
(郵送)

平成 29 年度「給与所得等に係る市町村民税・府民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」
への個人番号記載の中止を求める陳情書

別紙 No.4

〔陳情項目〕

- 一、平成 29 年度からの「給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号の記載をしないこと。
- 一、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年総務省令第 91 号）第一条の第三号様式変更の撤回などを求める旨の意見書を国に対して提出すること。

〔陳情趣旨〕

総務省自治税務局による行政通達、平成 27 年 10 月 2 日付総税企第 95 号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」及び、平成 27 年 10 月 29 日付市町村税課発事務連絡「地方税法施行規則の一部改正等について」によれば、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」第三号様式（以下、「通知書」とする）に、平成 29 年度分から個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されています。しかし、そもそも、住民税の給与から天引きして納付する手続（特別徴収）において、従業員のマイナンバーは必要ない上、この取り扱いには、以下のとおり重大な問題があります。

①「個人情報の自己コントロール権」を侵害し、憲法に違反する問題

上記通達に従えば、「通知書」には納税義務者から特別徴収義務者に提供されなかった個人番号まで記載して送付することになります。しかし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、或いは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、「個人情報の自己コントロール権」を著しく侵害し、憲法に違反します。

②特別徴収義務者（事業者）に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題

番号法は事業者に対して、「施策に協力するよう努める」（法第 6 条）こととし、「個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（法第 12 条）としています。万一、情報漏えい等を行った場合は「4 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第 67 条）などと定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。しかし、一事業者が日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行えるものではありません。私たち診療所をはじめ開業保険医などにとって安全管理措置を講じるには事務・費用負担も大きく医業経営を圧迫することになります。そもそも、事業者が講じるべき対応に

4.01 情報 未だその内容が広く周知されているとは言えません。安全管理措置を講じることが能力的に適わない事業者に対し、一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者には過重な負担を強いる上に、情報漏えいの危険性を高めることになります。

③自治体の情報漏えいリスクが高まり、コストが増える問題

通知書に個人番号が記載されると、従来の個人情報漏えいよりも更に深刻な事故となり、市民からの損害賠償請求など自治体が負うリスクが高まることになります。仮にこれを避けようとして、通知書を簡易書留や特定記録郵便で送るとしても、郵便料が大幅に増大するとともに、受取までに日数を要し徴収事務に支障をきたす恐れがあります。東京都中野区では、以上の影響を考慮して個人番号欄にアスタリスクを印字することを決めています。また、東京都北区や高知市では記載そのものを行わない方針です。こうした方法によれば、情報漏えいのトラブルを避けることができ、郵送コストも従来どおりで済むことになります。

地方税の課税権は各地方自治体にあります（地方税法2条）。納税通知等は、あくまで総務省令で定める様式に「準じて」作成するものであり（同法43条）、総務省が上記通達で示した様式どおり作成するか、あるいはその様式どおり記載するかは各地方自治体の権限によります。上記の問題点を踏まえ、住民や事業者の安全・安心を最優先に考慮のうえ、「特別徴収額通知書」に個人番号の記載をしないよう陳情いたします。

また、地方自治法第99条の規定にもとづき個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）の第三号様式変更の撤回を求める意見書を国に対して提出くださいますよう陳情いたします。

平成29年2月27日

亀岡市議会議員 殿

陳 情 人：京都府保険医療協会 理事長 垣田 さち子

陳情人住所：〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町 637

インターワンプレイス烏丸6F

電 話：075-212-8877 ファクシミリ：075-212-0707



平成29年2月24日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

429.2.24 受理
(参考)

要 望 書

件 名 京都スタジアム（仮称）の建設予定地の変更に関する責任の明確化、スタジアム予定地として購入予定地の課題、スタジアムに関する亀岡市の負担区分、スタジアムの治水対策の点検、さらに、スタジアムの利用方法なども具体的に点検され、亀岡運動公園への変更も含めて慎重に調査審議されますようお願いいたします。

要望の要旨 京都スタジアム（仮称）（以下「スタジアム」という。）の建設予定地について、桂川右岸（以下「従来の予定地」という。）は、当初から環境保全などをめぐり、実現性が極めて困難となっていたにもかかわらず、また、ランニングコストさえ試算せず、強引に進められた経緯と責任が全く明確になっていません。

また、新たなスタジアム予定地は、埋め立ても完了しないうち何故購入予算を計上するのか、環境保全専門家会議の提言された地下水保全などについて、亀岡市の対応は不十分との懸念が一層深まる事態が生じております。スタジアムは全国的にも注目を集めておりますので、貴議会におかれましても、執行部の監視態勢強化と調査結果の公開について、万全を期しているかどうか、十分調査審議していただくようお願いいたします。

スタジアム用地の府の支援方法や、駐車場の確保、道路アクセス、鉄道駅の利用に関する調整事項、ゴミ処理、振動、騒音、光害対策などについて、亀岡市の負担がないのか負担区分を明確にさせるようお願いいたします。また、治水問題は、過去多くの水害被害が生じたことも踏まえて十分な対策をとるように執行部の動きについて、十分な調査審査をお願いします。

さらに、京都府は、平成28年度公共事業評価調書でサッカー以外に、ラグビー、アメフト、コンサートなどに使えると記載していますが、フィールドが使える面積があることと、現実に使ってもらえることと全く違います。この点についても市議会において、十分調査審査をお願いします。

併せて、当初の調査では、検討対象となっていた亀岡運動公園ならば、鉄道アクセス以外すべての点において優位です。何故、執行部はこの案を捨てたのか、十分調査審査いただき、亀岡運動公園に変更する最後のチャンスを活かしていただきたくお願いいたします。

具体的な要望項目 1 従来の予定地については、日本魚類学会をはじめ環境保護団体から意見書が出され、しかも、平成25年1月11日亀岡市環境政策課、府スポーツ振興室、府教育委員会文化財保護課記念物担当、府自然環境保全課との間で「亀岡サッカースタジアムに係るアユモドキ保全に関する方針について市から事情聴取のための会議」が開催されました。

その席上、保全対策について大きな方向性、大きな考え方を示さないと、環境庁や文化庁、本府の許可も含めてストップする可能性があるとして、京都府の自然環境保全の責任者は指摘しています。

これらの経緯にかかわらず、しかも、環境保全専門家会議の調査が進む前に、従前の予定地の購入を進めた経緯と責任が全く明らかになっていません。市議会の権限を最大に発揮しこれらについて、市民に説明できる取組を進めていただきたい。

また、従前の予定地の購入後も、平成27年12月3日の全員協議会で、担当部長は「文化財保護法となると、当然アユモドキが対象となる。ただ、その法の中で許可申請が必要かどうかは調査して大きな影響があるということであれば、文化財保護法の中の許可申請ということになる。軽微な変更内容であるならば、文化庁に話すだけでよい。これについてもスタジアムが具体的にどんなものがどこにどの大きさのものが建つか決まっていないのでこれからの評価である。」と極めて無責任な答弁をしています。

予定規模が決まっているから、亀岡市都市公園条例について、都市公園法の基準が参酌基準に改正された趣旨を十分踏まえ、参酌基準を活用して、平成27年11月30日に改正の提案をしたのではないのでしょうか。3日間で、規模が未定に変わったのでしょうか。

しかも、その条例はそのまま放置されています。

この答弁は、文化財保護法の「軽微な変更」という条文趣旨を十分理解できていない、行政職員としては資質に欠けるとともに、その場限りの答弁で、責任感さえ感じられません。

これらの行為が、亀岡市に用地の二重投資という市民負担につながることを起こした大きな原因であることから当時の責任者である前市長、当時の職員の責任を明確にするとともに、あらゆる方法で、二重投資に見合う相当額を求償しないと、市民は納得できないと思われます。また、積極的に前市長の進め方について、容認した議員の方々はその責任を自覚し対応の検討をお願いします。すでに予算がないからという理由で、市民の要望が拒否されている事例が発生しています。これも市民負担の表れです。

具体的な要望項目 2 スタジアム予定地は、埋め立て、造成後の形状も見えない段階で、どのようになるのか市民には見えません。都市計画の変更も手続中です。それにもかかわらず、何故、購入を急ぐのか市民には理解ができませんし、今の段階で所有者となれば、所有者としての責任を亀岡市が持つことになり、しかも、土地区画整理組合の事業変更等に認可権を持つという極めて異常な関係が生じます。この点などについても慎重な調査審査をお願いします。

駅北土地区画整理事業地（以下「駅北地区」という。）は、市民の目につにくくフェンス（このフェンスは、私が情報公開請求するまで道路法の手続がされず違法状態であった。）が張られている中で、埋め立て工事が進んでいますが、施工に当たり、土地区画整理事業の認可時に亀岡市が示された条件を事業者が守られているのか、駅北地区には、桂川高水敷掘削土が搬入されていますが、そのほかにも、山土と思われるものも含まれています。

他地域からの埋め立て土については、平成29年1月24日付けの部分開示決定通知書では、新名神高速道路川西インターチェンジ建設発生土は、「搬出に先立ち代表地点で「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則」第2条埋立基準に基づき測定を1回行い、基準値を満足していることを亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合に報告」と開示されましたが、盛土の搬入別の土質検査結果及び土質検査の頻度に関する資料は不存在と回答されました。

その後、市議会の要求や、南丹保健所の動きがあって、はじめて亀岡市は土質検査データを入手している状態です。市職員は現地も確認せず、各議員の皆さんにお配りされた新名神高速道路川西インターチェンジ建設発生土については、4回調査されているが亀岡市はそれぞれの場所を確認する図面も入手していません。

埋立土質は地下水への影響もあり、また、専門家会議の提言を遵守するため、極めて大切なことであるにもかかわらず、このような亀岡市の消極的な姿勢は改めさせていただきますようお願いします。また、公共機関の発生土、民間機関の発生土についても検査結果を入手すべきです。

また、地下水脈調査は、曾我谷川の右岸上流部のＪＲアンダーパス部分でしか行われていません。

市民の健康と命に関わることです。議会としても、徹底した地下水脈調査の実施を行うように執行部に求められますとともに、埋め立て土砂については市職員が現場を確認し、地層ごとに適切な頻度による検査実施を求められ、検査結果の入手と積極的な監視体制の確立と、それぞれの調査結果を市民へ公開するよう求めさせていただきますようお願いいたします。

治水問題については、京都府の平成28年度公共事業評価調書の内容が、逆流の実態を無視しているほか、スタジアムという巨大な公共事業が先行すれば、民間開発を押さえられなくなることを考えてもいません。遊水地の機能が失われれば、今後は、亀岡が加害者と目される恐れがあります。執行部に対して、適切な対応を行うよう調査審査をお願いいたします。例えば、上野遊水池のように地役権の設定なども有効な方法と思います。

亀岡は、長い水害の歴史があります。旧日吉町民の犠牲で築かれた日吉ダムは、流域面積の39%をカバーしているだけです。しかも、洪水確立10年という水準にも達してない雑水川霞の上流が駅北地区です。そこにスタジアムをはじめ巨大な構造物をつくることは、巨大な堤防になる恐れがあります。

具体的な要望項目 3

スタジアム用地は、京都府と亀岡市が共有予定と報道資料では読むことができます。これは京都府からの補助金を受け入れることと全く違います。未来永劫3.2haは、京都府の支配を受けることになります。亀岡市としては補助金として要望すべきと思いますが、議会としてはその比較検討をして、どのように考えられるのか十分審査の上、対応願います。

また、京都府の京都スタジアム（仮称）整備事業に関する平成28年度公共事業評価調書では、「役員や選手、報道等の関係者の駐車場はスタジアム内に確保する。一般来場者の車利用は、駅周辺にある駐車場の利用状況や車両による来場者実態を把握した上で、臨時駐車場などの確保について亀岡市とも調整を図る。」としています。他地域のスタジアムでは、車椅子利用者、テレビ・ラジオ、雑誌等メディア関係者、チーム・

試合関係者、スタジアムスタッフ、緊急車両などの駐車場は500台程度必要と聞きます。スタジアム内の駐車場では不可能なこと明白です。

臨時駐車場をどこに確保するのかで道路アクセスは変わります。亀岡市としては、駐車場の問題、道路アクセスは自らの問題として検討すべきです。市民に迷惑をかけるのならば、関係地域住民、事業所等に十分説明すべきですし、また、亀岡市内の事業所、通勤・通学者のマイナス経済効果も評価すべきです。

今の道路実態では、サンガのほぼ半数の試合の帰宅時間が、通勤・通学時、集出荷時にぶつかります。土日も集出荷される企業もあります。現在の国道9号の休日の通過交通量は約2万6千台です。1時間に平均すれば往復で千台余りです。ここに、スタジアムの車、例えば1500台が、しかも上りに集中すればどうなるでしょうか。つまり3倍の交通量になりますので、渋滞の大幅な悪化は起こるでしょう。シミュレーションを行い、解消対策を執行部にとらせるべきです。

その他に、亀岡駅北口で受け入れられる条件はあるのか、大量の人数を一気に受け入れるのに改修が必要となればその負担区分は、サッカー試合には大量のゴミが出ます。路上や商店等への放置は避けがたいです。その清掃と処分経費、近隣住民からの振動、騒音、光の害に対して対応経費、車両の誘導経費など、京都府から求められないのか、執行部に明確にさせるように調査審査をお願いいたします。

具体的な要望事項4

京都スタジアムの京都府の平成28年度公共事業評価調書でサッカー以外に、ラグビー、アメフト、コンサートなどに使えると記載していますが、使えることと、現実にそれらの試合や催事を誘致することは全く違います。

社会人ラグビートップリーグは、陸上競技場やラグビー専用球技場を使っています。サッカー場としては、ユアスタ、ヤマハ、レベスタぐらいでしょう。これらのスタジアムはスタンド下に選手等が入れる構造です。

キックボールが危険で、1mのゼロタッチの球技場ではできません。しかも、5千人も客があれば多い方です。アメフトも同様です。芝生の養生期間は2～3週間はかかります。

京都に拠点を置くラグビートップリーグチームはありません。大学ラグビーAリーグ8チームのうち京都府に拠点を持つのは同志社（京田辺）、京産大だけです。アメフトの関西大学Division1 8チームのうち京都府に拠点を持つのは京大、龍大、同志社（京田辺）だけです。Division2以下は大学のグラウンドで行います。

誘致可能でしょうか。調整はしているのでしょうか。十分な調査審査をお願いします。

コンサートについても、大阪、神戸などと競争できる要素があるのか、京都府はどう調査し、また、実施するための経費や設備も含めて、イベント会社等の需給調査をしているのか、執行部に明らかにさせていただくようにお願いいたします。

このような需給調査は不可欠です。それがないと全くの夢物語となります。

具体的な要望事項5

当初亀岡市において、候補として検討されていた亀岡運動公園は、京阪神とも道路アクセスは格段によく、他の運動施設との連携した取組、京都学園大学などとの連携、アウェイチームのアクセス、サンガ練習場・選手宿舍との近接性、いずれをとっても優れています。

確かに鉄道アクセスは悪いですが、それこそシャトルバスを使えば、亀岡の既存商店街の活性化、駅北地区にシャトル発着場を設ければ、駅北の賑わいにもつながります。亀岡の財産の緑と水がおりなす景観も守れます。

変更の最後の機会を見逃すことは、亀岡市の将来のため重大な決断です。気候変動は全国各地で従来以上の水害をもたらしています。また、駅北地区でのスタジアムの建設は、結果的に巨大な堤防を築くことになり、川東地区や駅南地域だけでなく、亀岡市街地に大きな被害をもたらす可能性をはらんでいます。

京都府が市議会の審議状況に先行して予算化し、地元説明会も十分に実施せずに、極めて拙速に事業を進めています。亀岡市議会としては、その意向に左右されることなく、全市民の負託に応えられる慎重で、責任をとれると自負される内容の調査審議をお願いいたします。

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治

◎議案審査における委員間討議について

(議会基本条例の検証及び見直し結果)

討議の目的を議員間で共有した上で実質的な討議が行われ、円滑な議事運営がなされるよう、議案審査における委員間討議の実施要領を検討し、以下のとおり、運用基準を改正する。

運用に当たっては、混乱が生じないよう事前に共有・調整の場をもつ。

(平成 28 年 11 月 18 日議会運営委員会確認)

議会基本条例運用基準 13 (第 14 条第 2 項関係)

平成 28 年 12 月 22 日改正

- (1) 委員会審査における「委員間討議」は、議案に関して問題点や政策課題がある場合、それらを明らかにして委員間の共通理解を深め、意思形成を行うことを目的とする。(※ 1)
- (2) 委員間討議は、委員会審査において、会議規則第 98 条に基づく審査順序中、付託された議案の質疑の後、討論の前に設定し、委員又は委員長の発議により会議に諮り、実施するものとする。(※ 2)
- (3) 前号の場合において、委員間討議を発議するときは、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。(※ 3)

(※ 1) 委員間討議が必要と認められるケース

「議案に関して問題点や政策課題がある場合」

→問題となる議案に関して、質疑を通じてもおお賛否の判断に疑義が残る場合等を想定。

→議案の表決に直接関わらない事項に関しては、審査順序中では取扱わない。

(必要な場合はその他の機会に取り上げて議論する。)

(※ 2) 議案の審査順序について

会議規則第 98 条 (審査順序)

「委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。」

→委員間討議の実施が必要な場合、動議 (発議) により審査順序の追加として運用する。

提出者の説明 → 質疑 → 討論 → 表決

審査上、必要がある場合は、
ここで委員間討議を追加する。

(※ 3) 委員間討議の発議、実施時の留意点

→対象とする議案の論点、討議の目的等を明確にすること。

→委員長は論点に沿って意見を整理すること。